## 別紙4

関市・武儀郡4町村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関市・武儀郡4町村合併協議会規約(以下「規約」という。) 第19条第2項の規定に基づき、関市・武儀郡4町村合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、副会長、委員、参与、監査委員、規約第12条の規定により会議に出席する者及び規約第13条の規定に基づく小委員会の委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

- 第2条 委員等の報酬は、日額6,500円とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、規約第7条第1項第1号に規定する委員及び規約 第8条に規定する参与には報酬を支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 委員等が、協議会の職務を行うため旅行したときは、関市職員の旅費に 関する条例(昭和28年関市条例第5号)に規定する市長等の旅費額に相当す る額を弁償するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償に関し 必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。